

**「豚インフルエンザ(H1N1)」に関する海外旅行傷害保険等の  
当社商品における保険金のお支払いについて**

「豚インフルエンザ(H1N1)」に関する海外旅行傷害保険等の当社商品における保険金のお支払いについて以下のとおりご連絡します。(2009年4月28日現在)

**1. 海外旅行傷害保険**

該当する保険金の種類をご確認ください。

保険金の種類	保険金のお支払い
・ 疾病治療費用保険金 ・ 治療・救援費用保険金 ・ 救援者費用保険金 ・ 疾病死亡保険金	お支払いの対象になります。
・ 旅行変更費用保険金	「豚インフルエンザ(H1N1)」により、被保険者、同行者またはご親族の方が死亡した場合、危篤になった場合または所定の期間の入院をした場合、お支払いの対象になります。それ以外の事由の場合、お支払い対象になりません。 ( 1 )

- ( 1 ) 今後、次のような状況変化があり、それにもとづき出国を中止または中途帰国した場合は保険金のお支払い対象になります。  
( 1 ) 政府(外務省)より渡航先に対する退避勧告(「退避を勧告します」または「渡航の延期をおすすめします」)が発出された場合  
( 2 ) 出入国規制が発せられた場合 など

**2. 安心アラカルト(疾病保険特約付普通傷害保険)、所得補償保険( 2 )**

保険金のお支払い対象になります。

- ( 2 ) 疾病に起因するものとして保険金のお支払いの対象になります。

**3. 傷害保険全般(身の用心(普・家)、積立傷害保険等)**

保険金のお支払い対象になりません。( 3 )

- ( 3 ) 身の用心に付帯できる特定感染症危険担保特約は「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定められる一類感染症、二類感染症、三類感染症による後遺障害、入通院または葬祭費用に関して保険金をお支払いする特約ですが、「豚インフルエンザ(H1N1)」はこれらに該当しませんので、保険金のお支払い対象になりません。

**4. BP.Care、一般賠償責任保険(BL.Care含む)、テナント総合保険**

保険金のお支払い対象になりません。

特定感染症を補償する特約を付帯している場合であっても、上記3と同様の理由で保険金のお支払い対象になりません。

本件に関するお問い合わせは、下記までお願いいたします。

お客様相談室 0120 - 281 - 389  
受付時間：午前9時～午後5時30分（年末年始を除く）

以上